

## むつ市議会第188回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成18年6月20日(火曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第51号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例
- 第2 議案第52号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第53号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第54号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第55号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第56号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第57号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第58号 指定管理者の指定について  
(むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設)
- 第9 議案第59号 指定管理者の指定について  
(むつ市大畑町水産物鮮度保持施設)
- 第10 議案第60号 下北圏域障害程度区分認定審査会の設置について
- 第11 議案第61号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第12 議案第62号 平成18年度むつ市一般会計補正予算
- 第13 議案第63号 平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第14 議案第64号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第15 報告第4号 平成17年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第16 報告第5号 平成17年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第17 報告第6号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第18 報告第7号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第19 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第20 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度むつ市一般会計補正予算)
- 第21 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第22 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算)

第23 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算)

第24 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)

第25 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成18年度むつ市一般会計補正予算)

第26 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成18年度むつ市一般会計補正予算)

第27 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成18年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（56人）

1番	濱田栄子	2番	山本留義
3番	白井二郎	5番	堺孝悦
6番	川端一義	7番	川下八十美
8番	小林正功	9番	菊池一郎
10番	新谷功	11番	高田正俊
13番	東健而	14番	澤藤一雄
16番	富岡幸夫	17番	杉浦守彦
18番	柴田峯生	19番	杉浦洋
20番	久保田昌司	21番	横垣成年
22番	工藤孝夫	23番	大澤敬作
24番	松野裕而	25番	東谷良久
26番	東谷正司	27番	佐々木隆徳
29番	竹本強利	30番	千船司
31番	坂井一利	32番	福永忠雄
34番	飛内賢司	35番	赤松功誠
36番	田澤光雄	37番	徳誠
38番	佐々木肇	39番	鎌田ちよ子
40番	菊池広志	41番	野呂泰喜
43番	千賀武由美	44番	目時睦男
45番	田高利美	46番	澤田博文
47番	菊池清	48番	柏谷均
49番	工藤清四郎	50番	服部清三郎
52番	杉本清記	53番	慶長徳造
54番	佐藤司	55番	牛滝春夫
56番	本間千佳子	57番	半田義秋
58番	坪田智十司	59番	斉藤孝昭
60番	中村正志	61番	富岡修
62番	川端澄男	63番	宮下順一郎

欠席議員（6人）

4番	村中徹也	12番	村川壽司
15番	石田勝弘	28番	立石政男
33番	板井磯美	42番	工藤直義



事務局職員出席者

事務局長	小	島	昭	夫
総括主幹	工	藤	昌	志
庶務係長	金	澤	寿々子	
調査係査 調主	青	山		諭
議事係任 議主	葛	西	信	弘

次	長	高	田	文	明
主	幹	柳	田		諭
庶務係査 主任主		濱	村	勝	義
議事係任 議主		赤	石	奈穂子	

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は56人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

けさほど市長から、今定例会に提出されております議案の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1～日程第27 議案質疑、委員会付託、一部採決

### 議案第51号

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第51号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第51号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例について若干お尋ねさせていただきます。

これは、障害者自立支援法で定める障害福祉計画などの附属機関を設置するという説明がありま

すが、まずこの条例の中身を読むだけでは、この条例がいいものなのか、悪いものなのか、なかなか判断がつかないし、新しい聞きなれない表現もありますので、若干その点についても確認をさせていただきたいと思います。

まず、この中身を見ますと、指定障害福祉サービスという表現もあります。また、指定相談支援だとか地域生活支援事業という表現もありまして、これはちょっと私自身も初めて聞くような表現ですので、簡単でよろしいので、これはどういうものなのかというのをお知らせしてもらいたいなど。

次ですけれども、こういうサービス事業というのは、これから新しく行うものなのか、聞きなれない表現でしたので、新しいものだとは思いますが、それとも今までやっていた事業でもあるものなのかどうなのかという点です。そして、もし新しい事業だとかサービスであるならば、このサービスを行う財源というのはどこから出るものなのかというのもちょうとお答え願いたいと思います。

そして、これは計画を策定する委員会なのでありますが、私が一番危惧するのは、ただ計画だけをつくって終わるようなものにならないのをお願いしたいということで、そういう可能性はないものなのかどうかということです。

そして、この計画を策定する委員会、この委員を選ぶ場合ですが、大体20人以内で組織するというふうに書いてあります。そして、委員というのは市長が委嘱して保健関係者、医療関係者、福祉関係者、そして学識経験を有する者、その他市長が適当であると認める者ということで20人以内で構成するというふうに書いてありますが、私はこの委員を選ぶ場合には、障害を抱える方の親族というか、そういう方も若干入れた方がいいかなど。そしてまた、こういう障害者を実際施設に入れて

いるというか、そういう施設の関係者も入れた方がいいのではないかと。そして、あと医療福祉関係者ということの中には、ソーシャルワーカーとかケースワーカーとかいろいろあるのですが、あと看護師だとか、やっぱりそういう現場に直接携わっている方も何人がいた方がいいのではないかなと。

また、学識経験を有する者というふうには書いてありますが、福祉の最前線で活躍している、そういう方を入れてほしいなと本当に思います。そして、学識経験を有する者ということとして、機械的に例えば学校の校長先生なんかを充てるというのがあるような委員会があるのですが、そういうのは機械的にそういう校長先生を充てるというのはやっぱり慎むべきではないかなというふうに思うところがあるのですが。というのは、ある委員会に出ている方から、学校の校長先生は一言もその委員会では言わないとかという苦情が.....

○議長（宮下順一郎） 横垣議員、発言にはご留意のうえお願いいたします。

なお、質疑でございますので、質疑に徹していただきたいと思います。

○21番（横垣成年） 私のところにそういう苦情が来ているので、やっぱりそういう委員の選び方というのを気をつけてもらうことができないかどうかということです。

あと、この委員会の公開、そしてあと計画の公表というのはどのようになっているのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 横垣議員のご意見はご意見として伺っておきます。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、私からご説明を申し上げたいと存じます。

6点ほどお尋ねがあったというふうに理解して

おりますけれども、まず1点目の指定障害福祉サービス、指定相談支援、地域生活支援事業についてでございますけれども、まず指定障害福祉サービスとは、県の指定する障害福祉サービス事業を行う者もしくは障害者支援施設が行う障害福祉サービスをいうということになります。それから、指定相談支援についてでございますけれども、これは県の指定を受けて、サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう連絡調整その他の便宜を供与する事業を指定相談支援というふうに申します。

それから、地域生活支援事業ですけれども、障害者自立支援法のサービス体系で構築されております自立支援給付と市町村の創意工夫で行われます地域生活支援事業から成っております。そのうちの地域生活支援事業ですけれども、このメニューといたしましては、相談支援、コミュニティ支援、日常生活用具の給付または貸与、移動支援などの事業が補助事業として行われるものでございます。

それから、2点目のこれらのサービスが新しく行うものなのか、今までもあるものなのかというお尋ねでございますが、今までもあるものですが、介護の支援を受ける場合は介護給付、そして訓練等の支援を受ける場合は、訓練等給付に位置づけられると、こういうことでございます。

それから、新しいサービスならば、その財源はどうなるのかというお尋ねでございますが、これにつきましては、今までと変わらない給付でございますので、基本的には国、県、市の負担割合に基づいて負担と。さらには、利用者の自己負担1割という考え方になります。

それから、4点目の計画のみつくって終わることではないのかというお尋ねでございますが、障害福祉計画は3年間の実施計画的な位置づけでございます。3年後に見直されますので、

事業評価もあわせて行う予定ですので、実効性のある計画であるというふうに思っております。

それから、5点目の委員の人選についてのお尋ねですが、これにつきましては、先ほど市長の方からご答弁であったとおりでございますので、よろしくお願いたします。

それから、6点目の委員会の公開並びに計画の公表ということでございますけれども、委員会の公開は、委員会自体が判断するという事になるかと思っております。また、計画の素案ができましたら、市のホームページ等で公開しまして、パブリックコメント方式で市民のご意見をいただく予定というふうになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、計画につきましては、その要旨は公表するという事になってございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 一つ、委員の構成については、私の意見を意見として聞くという答弁だけで終わったわけですが、この策定委員会というのは、障害者自立支援法とかというのを受けてつくられるものだという事で、私もこの障害者自立支援法を読めば読むほど、本人だとか施設、こういったところに大変負担を及ぼすひどい法案になっているという実態を見たり聞いたりしておりますものから、本当に生半可な委員会になってほしくない。本当にこういう人たちを真剣に考えるそういう委員会になるべきだというふうな立場で、ぜひともそういう立場できちっと議論できるような委員ということで選択するという考え方がないものかどうか、そこをただ単に私は意見を聞くというだけではなくて、そこら辺どのように考えているものなのかというのを再度お聞きしたいと思っております。

あともう一点が、委員会の公開については、委

員の判断ということで投げられ、そういう答弁なのでありますが、ぜひともここで公開というか、そういう形で進めてもらいたいし、やはりそういう家族の方、本人が自分の立場はどうなるのかというのを議論されているそういう委員に対する興味というのは大変強いものだというふうに思いますので、ここで前向きな答弁を再度お願いできればと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） この条例案の基本になりますのは、例えば介護保険制度に極めて発想が類似しているということに思いをいたしていただきたいと思っております。つまり公平な立場で障害を持つ方々に対してどういう対応をすればむつ市としての行政的な手法が達成されるのか、こういう考えでこの委員会をつくるということでありますから、そのような立場に立って委員の選択をしていくという基本的な考え方は持っております。ただし、議案の審議に際して議員は意見を述べてはならないという前提があることを改めてご記憶願いたいと、そう思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 委員会の公開ということでのお話ですけれども、これにつきましては、先ほど私からもお答え申し上げましたのですけれども、パブリックコメント方式ということで、市民の方から広くご意見を伺うという方式を採用する予定でございますので、あえて公開する必要はないのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第52号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第2 議案第52号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第53号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第3 議案第53号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 4項目、私から質疑の項目を、要旨を申し上げます。

まず最初に、条例第18条の2の損害保険料控除が数年後には地震保険に改正されるわけですが、そのいきさつについてご説明をいただきたいと。

それから、同じく第18条の3第1項の所得割税率の改正内容が従来とどのように変わるのか、具体的にご説明願いたいと思います。

それから、同じく第18条の6の所得割の調整控除という制度が今回の税制改正で盛り込まれたわけですが、その具体的内容はどのようなものかご説明願いたいと思います。

それから、附則第1条4号につきまして、あるいは同第2条1項及び同第3条第3項から第8項

までに掲げております施行期日とこの税改正に伴う経過措置はどのようになるのか、以上の点についてご説明をいただきたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監(佐藤忠美) ただいまの柴田議員のお尋ねに一つずつお答えしたいと思います。

まず、地震保険料控除の創設でございますが、地震災害に対する住民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地震災害時における将来的な国民負担の軽減を図る必要があるということで、今まで損害保険料を制定しておりましたが、新たに地震保険料として平成20年から施行されることとなります。金額といたしましては、市民税が2万5,000円、これは控除限度額でございます。所得税は5万円となります。ただし、これに伴いまして、これまでありました損害保険料が長期、それから短期と二つありましたけれども、これについては来年度、平成19年度から廃止されます。そのうち長期保険料だけは平成18年12月31日までに契約していただいた保険料に限って市民税では1万円、所得税では1万5,000円、これまでどおり経過措置といたしますが、それは残るということとなります。この残るといいますか、一つがふえて一つが廃止というのは、平成17年の税制大綱によって、こととしてはなくて昨年の税制大綱なのですが、損害保険料控除制度の全体を見直すというところから来ているようであります。

続きまして、第18条の3でございますが、これは皆様ご存じのとおり、三位一体改革の一環として、本格的な税源移譲ということで、平成19年度から施行になります。これに伴って、所得税から個人住民税へ恒久措置として実施されるものです。これまで市民税では3%、8%、それから12%という税率がございましたが、それがすべて来年から県税と合わせて10%の税率となります。それ

で、市民税の場合は6%、県民税は4%、合わせて10%となります。そうすれば、3%の方は高くなる、12%の方は安くなるという、国の試算では、その分所得税を減らすということで、所得税と住民税合わせて税額は変わらないということであり、税額が変わらないということは市民税がふえる、その分だけ市税がふえてくる。それで所得税が減るということでもあります。

一応試算させていただきました。昨年の課税状況という市民税の統計の事務があるのですが、そちらの、ことしの方はまだ統計としておりませんので、昨年の課税状況の人数で試算してみましたら、来年度はこのとおりにはいかないと思いますけれども、市民税が5億2,300万円強の税収となります。県民税の方は2億2,000万円、合わせて7億5,000万円というのが移譲ということになります。その分所得税が減るということでもあります。

次に、第18条の6ということで、これは今言いました税源移譲によりまして、所得税と住民税というのは、基礎控除を初め人的控除と言っているのですが、所得税が基礎控除の場合は38万円、それから住民税は33万円、それから配偶者の場合は38万円と33万円、それから扶養控除におきましても、学生とかという特定控除の場合は所得税が63万円、それから住民税が45万円と、こういうふうにお互いの税に5万円から18万円という差があるわけです。これをそのまま課税すると負担がふえていく。5%の課税をすると、例えば今の基礎控除ですと5万円差がありますので、2,500円の控除がふえてくるという、こういう人的控除も調整していかないと納税者の負担がふえてしまうということでもありますので、この第18条の6でもって人的控除の負担をきちっとして調整していくのですよということを今回の条例改正でうたわさせていただきました。詳しくやりますと、結構な時

間がかかってしまいますので、よろしくおしいたいと思います。

それから、改正の附則ということで、第1条、それから第2条、それから第3条3項から8項までということでございますが、経過措置として今回いろいろと条例改正で43条、条例を出したわけですけれども、そのうち平成18年7月1日の施行の改正がたばこ税で、これが本則第72条と、それから附則第15条の2でもって改正しております。これが7月1日の施行です。それから、10月1日の施行が固定資産税の文言整備ということで第39条と第41条、こうなっております。それから、平成19年1月1日にも市民税の改正が4条あります。これは、税源移譲にかかわったものですが、残り平成19年4月1日の条例改正がかなりの数でございます。三十何条にも及ぶのですが、柴田議員がご指摘いただいた附則につきましては、まず第3条の方からですが、これは税源移譲に伴う分で、なかなか内容は難しいといいますが、わかりにくい内容でございまして、こちらで今端的に答えるとすれば、先ほど言いました人的控除のふぐあい平成19年度には出てくるということで、そのふぐあいを直すのが3条の3項から8項までということで、詳しくやりますと、私もこれちょっと読んでみたのですが、なかなかわかりにくいものですので、ふぐあいを調整させていただくということでご理解いただきたいと思います。

それで、逆になって大変申しわけないのですが、附則第2条1項につきましては、平成19年度の個人市民税について適用する、おおそが例えば一番上の第18条の3、所得割の税率、それから長期譲渡所得の課税の特例、附則第18条1項とか、いろいろ譲渡所得のことを規定しているのが多いのです。これも実は一つ例にとりますと、長期譲渡所得の課税の特例ということで、今まで100分の3.4%でありました税率が100分の3%になりま

す。そして、ここの条に書いてあるものは、ほとんどが先ほど言いました県と市の6%、4%、6対4の割合で、こちらの税率も直すと。市の方が減って県の方がふえる、これも今まで市の方が高かったのもあって、その税源移譲の調整もやるということで、こちらに経過措置として規定してあります。これが平成19年度からであって、平成19年1月1日以降に平成18年度の事例が出た場合には、それは従来どおりやるのですよということをやったってあるものであります。

それから……

○議長（宮下順一郎） まとめるのも大変でしょうけれども、簡潔に何とかお願いします。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 附則第1条4号ですけれども、こちらの方も、これは地震保険のことで平成20年1月1日から施行すると。先ほど言いました平成20年度の税から地震保険を採用しますということでございます。

大変長くなって申しわけありませんでした。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 答弁に時間を要することは、重々わかったのですが、これは常任委員会で細かい審議されると思いますので、そちらの方に細かい点は譲りたいと思います。ただこの条例によって、いわゆる市民が課税されていくわけです。したがって、議会で説明されると同時に、一般市民にわかるような条例改正の内容が示されなければ、やはり市民は不安が残るわけです。特に附則の第3条、これは平成19年度分の個人の市民税に限って特別な措置をするということがあるわけです。それに基づいて3項でこの手続規定を設けているわけでありまして。ところが、往々にして市町村住民税なんかの手続規定というのは、市民によく知らされないというのが過去の事例なわけです。後でわかって初めて説明されるというのが多いわけで、ここは市長に対して申告がなされないという

用されませんという条項があるわけです。したがって、あらかじめ納税申告を受ける段階で十分その面を説明していただくということを私は希望して質問を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） まず最初の項目については、今の柴田議員の質疑とダブリましたので、この点は割愛をさせていただきます。

1点目として、所得割の税率200万円以下が3%から6%となり、700万円以上が12%から6%になり、高額所得者にこれは有利なものかどうか、確認の意味でお聞きしておきたいと思います。

次に、個人の市民税の配当控除、利息の配当を除くというのが削られましたけれども、なぜなのか。また、利息の配当というのは何なのか。

3点目として不動産、株式、先物取引は3.4%から3%と所得割が下がっています。不動産、株を持っているのは高額所得者に多いわけで、これも高額所得者に有利なものになるのではないのか、この点もお聞きいたします。

4点目として、この条例改正によってたばこ税なども上がります。市民負担はどのくらいになるのか。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 工藤孝夫議員にお答えいたします。

高額所得者に有利ではないかということですが、先ほど柴田議員にもご説明したとおり、所得税と住民税は、あわせてことしの税額と来年の税額は変わらないというのが基本でございます。一応高額者にはどうなのかなということで、いろいろ1,000万円、2,000万円、それから3,000万

円とか、収入のある方を想定してちょっと調べさせてもらいましたら、1,000万円まではほとんど税額は変わらないのですが、1,000万円の方で7,600円税が減ります。2,000万円の方で8,400円、合わせて幾らふえるとかではなくて、8,400円しか減らない。私は今、「しか」と言ったのですが、確かにそういう意味で見れば高額者に有利かなということですが、基本的には税額を変えないで措置していくということですので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、新旧対照表の13ページになると思うのですが、利息の配当を除くと、利息の配当とは何かということで、通告いただいてから、ちょっと私たちも勉強不足でありましたので、調べさせていただきました。そうしましたら、利息の配当というのは、株をやっている方はご存じかどうかあれですが、所得税法の中に利息の配当とは、利益の配当を含めて定義しているのだそうです。利息の配当というのは、建設利息の配当のことだけをいうそうであります。建設利息につきましては、配当控除は認められないということで、所得税では認めていないと。それを住民税とか市税条例では除くという表現をしております。ところが、これがいつできたのかということになると、なかなか古過ぎて、その経緯をひもとくというのが難しい。実際その文言を除いても除かなくても、配当に対しては変わらないということですので、今回は国の方で文言整備したということですので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、不動産、株式、先物取引の税率が下がっているのではないかとということですが、これは特に高額所得者云々とかではなくて、先ほどお答えいたしましたように、県と市の6対4の割合に戻したということ、戻したというか、調整したということですので、高額所得者には関知しないものであるとご理解いただき

たいと思います。

この条例によって、たばこ税と市民の負担はどれくらいあるかということでございましたので、先ほどの住民税の税源移譲のほかに試算できるものだけをちょっとやってみましたので、ご紹介したいと思います。

まず、たばこ税ですが、3,800万円強の増税を見込んでおります。それから定率減税もあります。定率減税は平成18年度で半分になりますので、1億1,200万円強の定率減税分の増が見込まれます。これがまた来年になると、来年はなくなりますので、この倍になるというところであります。

それから、来年の税源移譲によりまして、県税を市の方で集めているものですから、県税の方から徴収委託金ということで県税取り扱い費をいただいております。例年これが5,500万円くらいあるのですけれども、これが今度制度が変わりまして、税源移譲による制度の変わりもあるのですが、納税者1人当たり3,000円ということで、納税者に換算しますと、来年の試算では7,300万円ほど収入を見込んでおります。ところが、特例措置で平成19年と平成20年は1人当たり3,000円から4,000円、平成19年と平成20年は特例ということで、これ試算しますと、およそ9,200万円税収になる予定であります。

試算できるのはここまででございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これにて工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、43番千賀武由議員。

（43番 千賀武由議員登壇）

○43番（千賀武由） 私の通告も第18条の2の件でございまして、先ほど柴田議員が質疑いたしましたのと同じでございました。そして、税務調整監の説明で理解しましたので、取り下げさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第54号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第4 議案第54号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。1番濱田栄子議員。

（1番 濱田栄子議員登壇）

○1番（濱田栄子） 議案第54号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

提案理由の中には、新たに告示された診療報酬の算定方法を適用するため、条文整備するためのものであるということで、内容的には変わらないものと認識しておりますが、確認のためお尋ねいたします。

現在乳幼児の医療費は無料ということですが、一たん窓口支払いをして、後日給付を受けるということになっております。重い病気の場合、この窓口の負担が大変多くなるという父兄の方のお話がありますが、この条例改正の中で、窓口で10割給付の負担という話し合い等はされなかったのかお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

窓口の10割給付ということでございますけれども、これは県で実施している事業でございます、あくまでも自己負担に対する助成ということで、後日の還付という方式が現在の手法でございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 県の方針により給付されているということですが、今後そういう窓口で支払いをしなくて済むというような方向性としては考えられないでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

あくまでも県の事業に便乗している形ですので、県の方針がやはり変わらない限りは、この自己負担で、後での還付という形にならざるを得ないと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 今後そのように市として財政が許されるときは、一時立てかえというような形になってもらうように希望して、終わります。

○議長（宮下順一郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第55号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第5 議案第55号 むつ市宮牧野設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第56号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 議案第56号

むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第57号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第7 議案第57号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 議案第58号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第8 議案第58号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、5番堺孝悦議員。

(5番 堺 孝悦議員登壇)

○5番(堺 孝悦) 通告に従って質疑させていただきます。

かねてより公設民営の型とも言える指定管理団体ということで上がってきました。ここで大畑の漁業協同組合というのが、維持管理ということで指名され、上がってきましたが、この指名に至った経緯をまずお知らせ願いたい。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) お答えいたします。

この水産物簡易加工処理施設につきましては、旧大畑町時代に平成7年度沿岸漁業活性化構造改善事業で実施したものでございます。この建物は、もう最初から大畑町漁業協同組合に管理運営をお願いするということが前提となっております。そういうことで建設したものでございます。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) 5番。

○5番(堺 孝悦) そもそもは今の答弁でわかりますけれども、従来組合が管理してきたと、これはもう我々も十分承知をしております。そこで、新しい制度にのっとって指定管理者として指名願が来たと思いますけれども、やはり新しい酒は新しい器に盛るといのが大原則であります。そこで、同じ団体であっても意識を新たにしなければならない、当然です。そこで、どのような提案とか新しい運営方法が提示されたのか。もし提示されなかったとすれば、やはりここにはそういうふうなものを盛り込むべきが当然ではないかと思いますが、そういう提案はありましたか。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 今回指定管理者としてお願いしておりますのは、大畑町漁業協同組合でございます。本来ならば、そういう考え方は組合長からお伺いした方がよかったのかと思いますけれども、総体的にまずお話ししたいと思います。

まず、事業者側としますと、今までは公的団体ということで委託契約してまいりました。それが10年経過してございます。この委託契約になりますと、毎年毎年行政の方から委託料をお支払いして管理運営をする形になりました。これがその指定管理者を導入することによって、今回は平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7カ月の指定期間がございまして、ある意味では、この指定期間を終わりますと、平成21年4月以降は

改めて議会の議決を経なければなりません。そうなりますと、当然に事業者としても経営努力、あるいは企業努力をしないと次の指名はないかわかりません。そういうこともありまして、常に経営努力をしていかなければならない。恐らく漁業協同組合もそういう姿勢で管理運営してまいりますので、よりよい方向に行くと思っています。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） いわゆる官から民への一つの試行錯誤が始まったわけです。したがって、これまでのように一たん認定を受けると、そのまま継続するという意識を改めて、やはり競争社会において他団体の競合が常にあるのではないかと、そういう意識を持った中でこの事業を繰り返さなければ、ただ単に名称が変わっただけで何ら改善はない、そういうことになりかねないので、ひとつ当局もそのような提案型の選定方法を特に取り入れていただきたい、そういうことで終わります。

○議長（宮下順一郎） これで堺孝悦議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 1点だけお尋ねさせていただきます。

私たちは、この指定管理者制度については、再三首長だとか議員の関係する、そういう団体等に指定されるおそれがあるというのを指摘してまいりました。今回の議案も、58、59号ですが、議員の関係するそういう団体を指定した。これは、従前の、今まで委託していたという流れもあるのでありますが、ここで改めて市長にお聞きしたいのですが、やはりこういう指定の仕方、やっぱり市民の疑問にこたえるような何か対処を今後考えているものなのかどうか、それとももう議員が関係しようがしまいが、手を挙げれば指定するという

立場になっているのかどうかを確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 横垣議員のお尋ねは、まず議員の請負の禁止に当たるかということが、まずそれが大前提になっているかと思えます。この指定管理者制度の中では、これも議員の兼業禁止には当たりません。それで、なおかつこの議案自体が議会の議決を経なければ指定管理者は指定できませんので、それが大前提になっています。それから、この選定に当たっては、まず選定委員会を設けてございます。その中で、次の議案第59号とも関連しますけれども、維持管理につきまして、この維持管理料は一切払ってございません。例えば議案第59号の件、ちょっと次の議案と関連いたしますけれども、この二つの施設とも、もう10年以上経過しています。そうなりますと、当然維持管理がかかってまいります。その維持管理につきましても、事業運営していく段階で利益が上がってまいりますので、その利益を維持補修のための積立金に積み立ててくださいと、そういうさまざまな条件を示してございますので、横垣議員がご指摘の、ある面では言い方悪いですが、癒着とか、そういうものは一切ありませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第59号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第9 議案第59号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市大畑町水産物鮮度保持施設の管

理を行わせる指定管理者を指定するためのもの  
あります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
すので発言を許可します。5番堺孝悦議員。

(5番 堺 孝悦議員登壇)

○5番(堺 孝悦) 先ほどと同じような観点から  
お尋ねさせていただきます。

これも同様に、ある意味で特殊性を非常に帯び  
た施設であります。したがって、先ほどの案件と  
同じで他社との競争ということは、これから先も  
非常に難しいでしょう。したがって、現在指定さ  
れているというよりも、指定に挙がってきた組合  
が主導権を持ってやらざるを得ないのが現状だと  
思っています。そこで、先ほどと同じように、こ  
の建物とあるいは運営についても、先ほどと同様  
に民活を得るためにはということで、この事業主  
体には先ほど同様に提案型の、次の時代にふさわ  
しい活用方法をつくるという意味で、繰り返すよ  
うですが、ぜひ事業者の提案をまず選定基準の中  
に非常に重要視すると、そういう方向性で考えて  
もらいたい。別に質疑とはなりませんけれども、  
よろしくをお願いします。

○議長(宮下順一郎) 答弁は求めますね。

(「いいです」の声あり)

○議長(宮下順一郎) これで堺孝悦議員の質疑を  
終わります。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
産業経済常任委員会に付託いたします。

#### 議案第60号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第10 議案第60号  
下北圏域障害程度区分認定審査会の設置について  
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

すので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第60号 下北圏域障害程  
度区分認定審査会の設置について、2点ほどお尋  
ねさせていただきます。

まず、この下北圏域障害程度区分認定審査会の  
委員には、人材が豊富であればいいのだけれども、  
介護保険事業というのがありまして、これには介  
護認定審査会というのがあります。私がちょっと  
危惧するのが、同じこういう審査会の方が委員に  
なる可能性が高いのではないかとということで、そ  
ういうものはいかがなものか。それとも、その方  
とはもう別な方を選ぶというふうな、そういうも  
のがあるものかどうか、そこをちょっと確認させ  
ていただきます。

2点目が費用の負担についてであります。こ  
れは次の補正予算の方に計上されているものを見  
て知ったわけですが、審査費が全部で1,949万円  
というふうになっております。そして、町村負担  
が1,109万円、むつ市があと残りの840万円を負担  
するというふうな形になっておりまして、大変な  
額を負担して、この審査会というのが行えるのだ  
なというのを感じるわけですが、たしか国がこれ  
設置しろと指示していると思います。ということ  
ですから、国・県から当然お金がおりるのが当た  
り前ではないかなと思うのですが、そこら辺どの  
ようになっているのか、この2点お聞きいたしま  
す。

○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

まず、1点目の認定審査会の委員の選任方法と  
いうことのお話でございますけれども、基本的  
には規約の第4条でございますように、この内容は  
介護保険と同じ考え方でございます。ただ、ダブ  
るかダブらないかはちょっと今の時点では予想が  
つかない部分でございますけれども、ただ委員の

定数が5人以内というふうに定めてございますので、当然お医者さん、さらには専門職の方たちがこの委員になるものというふうに今の時点で考えてございます。

それから、二つ目の費用の負担ということでございますが、これにつきましては事務費関係では国・県の負担はございません。

以上でございます。

○議長(宮下順一郎) これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第61号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第11 議案第61号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第62号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第12 議案第62号 平成18年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 議案第62号 平成18年度むつ市一般会計補正予算について2点ほどお尋ねさせていただきます。

まず1点目ですが、国民年金保険料の未納者対策というのが提案理由の中にあつたのでありますが、この対策のためのシステムというのはどういうものなのかというのをお知らせ願いたいと思います。

2点目ですが、延長保育促進事業費というのでも367万5,000円計上されておまして、これは大平保育園に適用する事業費ということで、ちょっと私は余り実態知らないのですが、この延長保育というのの実態というのはどのようになっているのか、なぜ大平保育園だけなのかというのを、以上お聞きいたします。

○議長(宮下順一郎) 民生部長。

○民生部長(高橋 勉) 横垣議員の国民年金保険料の未納者対策のためのシステムとは何かということのお尋ねにお答えを申し上げます。

これは、一般会計の歳出の10ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目国民年金費の補正であります。このシステムにつきましては、既に国の国民年金保険料未納者対策といたしまして、国民年金法第108条、それから総務省の税務関係の通知によりまして、既に市が保有いたしております所得情報のデータ提供を社会保険庁の方から求められておまして、既にこの情報提供については実施をしているところであります。こ

のたび磁気媒体で提供をしていただきたいということでありまして、市が保有いたしておりますその情報を磁気媒体に落とすためのデータ作成をするためのシステムを開発するということでもあります。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 私の方からは、延長保育促進事業費につきましてご説明いたします。

現在この事業につきましては、近川保育園、並木保育園、白百合保育園、小川町第二白百合保育園及びゆきのご保育園の5保育園において実施してございます。大平保育園については、提案理由にもございますように、保育ニーズに対応するために新たに7月1日から実施したいということでございましたので、委託をするためのものがございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 1点目について再度お尋ねさせていただきますが、ちょっと聞いていて思ったのですが、こういうのは例えば個人情報保護法というのをこの議会でも条例設定されまして、その関係上の精査がどのようにされたのかというのちょっとそこを説明してもらいたいのですが、ただ社会保険事務所から情報を提供してくれと言われて、はい、わかりましたと言って簡単にやったものなのかどうか、そこら辺の経過というのも説明してもらえればなというふうに思います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） ご説明申し上げます。

この国民年金保険料未納者対策にかかわります国への情報提供につきましては、先ほどちょっと申し上げませんでしたけれども、平成16年9月6日に総務省自治税務局市町村税課長からの通知等

がございまして、国民年金法に基づきまして情報提供をするということになっております。当然個人情報でありますので、この法律に基づきます情報提供はもちろんその個人情報保護ということにのっとりなされております。

社会保険庁の方から未納者のリストが送られてまいりますので、その未納者の方々の所得情報等について、こちらの方で従前は手書きで回答しておったわけなのですが、それをこのたび未納者のデータも磁気ディスク、光磁気ディスク、MOですけれども、それで送られてまいりますので、それにデータを抽出して送るということになります。当然個人情報の保護につきましては、法律で守らなければならないということで、それについては十分留意しております。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） これは、国民年金保険料の未納者対策ということでそういう情報を提供するのでありますが、その情報の提供の際に、当然市としてこの情報の取り扱い方というのは何かつけ加えるというふうなことはしていないのでしょうか。というのは、当然保険料を納めれないという方は、所得が低いから、お金がないから納めれないという方がほとんどでありまして、そういう市民をこのむつ市が守るといふ、守るといふ表現がいいのか、未納者ですから、もっと取り立てを厳しくした方がいいと言う方もいるかもしれませんが、やっぱりそういう人へ配慮するという形で情報をきちっと適切に扱ってくれという感じで、そういうものは市から何も言わないで、ただ情報を流すというものに終わっているものなのかどうか、最後お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答え申し上げます。

当然市として情報を提供するわけでありましての

で、その情報の提供方につきましては、国民年金法で定められておりますことはもとより、その詳細につきましては覚書ということで、情報公開につきましては、その使用目的、それから目的外使用の禁止、守秘義務等をさらに覚書で交わしております。

また、個人情報の関係なのですけれども、むつ市の方にはむつ市電子計算処理に係る個人情報の保護及び管理に関する規則というものもございまして、これによりまして、現在所得情報につきましては、税務情報として保有しておりますので、当然この管理する規則に従って覚書を締結したということでもあります。

また、未納者につきましては、国の方の未納者対策ということでありまして、国の方といたしましても、その所得状況がどうなのかということ把握しないと、実際に保険料を納めていただける方なのか、それとも本当に納められない方なのかという、その見分けがつかないということでありまして、その情報提供を求められて応じているということでもあります。所得の低いからどうしなさい、こうしなさいということは、市の方では申し上げられないという状況にあります。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第13 議案第63号 平成18年度むつ市老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第64号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第14 議案第64号 平成18年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

報告第4号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第15 報告第4号 平成17年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計

算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第5号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第16 報告第5号 平成17年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第6号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第17 報告第6号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第7号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第18 報告第7号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第7号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 報告第8号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第19 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） いわゆる年度末の期限切れ法案というような形に基づいて、3月31日に専決処分された条例であります。詳細は、総務常任委員会のご審議にゆだねるとしましても、私は質疑の通告をいたしておりますので、そのことをお聞きしたいと思います。

まず、条例第12条第2項の改正の部分であります。これは、市民税非課税算定のいわゆる加算額を従前の17万6,000円から16万8,000円に8,000円引き下げるということになるわけです。この引き下げの理由と、わかっておれば、これによって非課税対象者がどのくらいふえる見込みなのか、あるいは非課税対象者が減る見通しなのか、それをお答えいただきたいと思います。

二つ目は、第111条3項の介護保険料及び第116条1項の国民健康保険税の限度額、世帯限度額の問題。これは、国保に加入している方の2号保険料の問題だと思えますけれども、1号保険料の方々は6段階に変更になりまして、非常に市民から不満の声が上がっております。税が引き上げられたということで、非常に生活が困っているという声があるわけです。同時にそれに倣ったような形で世帯の限度額をそれぞれ8万円を9万円と1万円引き上げるといった内容だろうと思えますけれども、その根拠をお知らせ願いたいと思います。

それから、附則につきまして、第4条1項の個人市民税所得割の非課税対象、これも第12条2項の改正と同じように加算額が引き下げられているわけです。こちらの方は、3万円も引き下げになっております。その理由をお知らせ願いたいと思います。これによって、所得割の非課税対象者がどれくらいふえる見通しなのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、同じく附則の第9条の2の改正ですが、これは減税の一つの策として、いわゆる耐震基準適合住宅に対しては減税を行うのだというようなことの改正だと思えますけれども、その内容についてお知らせ、ご説明願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 柴田議員にお答えいたします。

第12条第2項と附則第4条第1項は、関連いたしますので、一緒にお答えさせていただきます。

個人市民税の非課税の範囲でございますけれども、生活扶助基準額に勘案して、こちらの方は定められております。平成17年から平成18年にかけて、生活扶助基準額が少しだけなのですが、少なくなっております。それに連動してこちらの均等割額も下がってくるということでもあります。

それから、所得割の方は生活保護基準額、先ほど扶助基準額でしたけれども、生活保護基準額、こちらの方を勘案して、昨年からこちらの方も下がっておりまして、3万円という額であります。基準額としては274万2,000円が266万9,000円というふうに額が下がってきております。それによって見直しして3万円下げたということでもあります。これによって、非課税限度の対象者がこれまでよりも少なくなるということになって、そういう所得の低い方には不利益ということになってくると思います。

どれぐらいの人数かということではありますが、

こちらの方は統計が、システムをまだつくっておりませんので、なかなか把握することが今の時点ではできません。試算しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、第111条と第116条、これいずれも介護保険料の限度額を8万円から9万円にするというものであります。これも全国一律といいますが、これまでの全世帯に占める課税限度額の該当世帯の割合を勘案して、8万円から9万円に引き上げるということになっております。

それから、固定資産税における耐震改修促進税制というものが創設されまして、昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震改修工事を施工した場合には、固定資産税の税額を2分の1にするというものであります。具体的なものといたしましては、平成18年から平成21年までの改修工事については3年度分、それから平成22年から平成24年につきましては2年間分の減額、それから平成25年から平成27年までの改修工事については1年分というふうに、これから先の一定の耐震改修工事というのは、今のところ施行令等がまだ整備されておりませんので、詳しい内容はちょっと把握しておりませんが、これから申告いただいて、課税減額できるものはやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 夫婦に子供2人の標準世帯の場合、この所得割の基準あるいは市民税の非課税基準、このいずれの基準にも今申し上げたような226万9,000円というふうな考え方ですけれども、生活保護基準というのは一体、ケースによって違うと思えますけれども、夫婦2人でどのような基準に変わったのですか、まずそれ第1点。

それから、固定資産税の耐震の関係ですけれども、耐震の制度を新たに政府が進めまして、現在

その耐震の住宅というものを中古住宅を含めて耐震の整備をすれば行うというわけですが、要は耐震診断というものが非常に問題になっているわけです。他の自治体の例、あるいは都道府県の例を見ましても、非常にこの耐震診断につままして、それぞれの市町村で多くの援助を与えておりまして、耐震診断というのが進んでいるわけです。ですから、耐震診断をして補強すると、特にむつ市の場合は地震の特定地域に指定になっているという事情を考えれば、やっぱり耐震診断を進めて、なおかつ税で優遇措置を講ずるとということが非常に市民にとってはプラスになるわけですが、その辺のところを市長からひとつお考えをお伺いしたいなと、こう思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 税制上の優遇措置が講じられた、あわせて一般財源を拠出してのそういう優遇措置を講ずるべきかどうか、これは相当慎重に考えなければいけないと思います。現在我々は、財政再建計画をつくって、その中で健全財政を目指しているわけでありましたが、ことし決算、これからご審査いただく決算見込みにつままして、ある程度の成果は上がってきておる。そういう状況の中で、地震はあと30年来ないだろうと。これは、大ざっぱな統計的な見方をすると、そういう考えに至ってもおかしくないはずなのです。しかし、地震ですから、いつ気まぐれにやってくるか、これはわからない話でありますけれども、そのあたり、天知ることを我々が予知しながら対応するという必要は十分認識しますが、とりあえず税制の改正で対応していただくようにという思いは強いところであります。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えいたします。

生活保護基準がどのように変わったのかという

ことでございますが、税制改正の事務手続のことばかりで、そちらの根拠まではちょっと把握いたしておりませんので、先ほど言いました額が少なくなったということで、扶助額と、それから生活保護の基準の額が見直されて少なくなったというので承知をしておるだけでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 税の申告の時点、あるいは生活保護家庭が発生した時点というのは、非常に所得の把握という面で税務当局と、その生活保護担当との連携が私は非常に大事なことだろうと思うのです。それがなければ税の徴収に当たっても、やっぱり大きな支障が生じてくるのではないかと思います。その連携を密にさせていただきたいということが一つ。

それから、先ほどの耐震の関係ですが、耐震によって減税になった部分は国で補てんしますという取り扱いになっております。市長、その辺を十分お考えいただきたいと思います。

以上を申し上げて質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 4点ほど通告いたしましたけれども、2点につきましては柴田議員とダブリましたので、割愛いたします。2点ほどについてお尋ねいたします。

1点目でございますが、公的年金等所得にかかわる国民健康保険税の税額の特例、平成18年度、65歳以上は15万円、控除が28万円控除となって、他は15万円、控除が22万円控除と。これは、減額の範囲が広がったということなのかどうか。

2点目は、この条例改正によってプラス・マイナスがありますけれども、全体として低所得者層

への課税の範囲が広がる条例改正と判断されますけれども、市民負担はおよそどれくらいになるものなのか、以上の2点についてよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 工藤孝夫議員にお答えいたします。

公的年金の所得に係る国保税の減額ということでございますが、年金控除額が65歳以上の方々は、これまで140万円控除でしたけれども、ことしから120万円控除ということで20万円の損といえますか、差額が出ております。これに対しまして国保の所得の減額は、これまで15万円でしたが、先ほどの20万円に対して3分の2の13万円をプラスして28万円、来年度はこの20万円の3分の1ということで7万円、これを加算して22万円。要するに激変緩和措置として、国保税に関してもことしと来年は減額していきますよということです。昨年条例出したときに、市民税の方では3分の1、3分の2課税ということで税額控除してありましたけれども、国保税に関しては所得控除するということをございます。

それから、低所得者層への負担ということですが、先ほど柴田議員にもお答えしたとおり、試算できる資料等、今の段階ではちょっと時間的な、それから費用面でも、これまで試算するプログラム等を持っておりませんでしたので、今後考えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

## 報告第9号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第20 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成17年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） この報告第9号は、予算全体を年度末で精査をして、できるだけ財源を浮かせて財源不足に充てようというような中身になっているわけでありまして。幾つか質疑の事項を通告してありますので、最初から申し上げます。

まず、地方交付税が追加になっております。これは、特別交付税だと思いますけれども、豪雪に関して地方交付税の追加はどのようになったのか。特に市として考えていた、前の定例会でも私申し上げましたが、市長が政治力を発揮して、多くもらってきていただきたいと申し上げたのですが、その成果はどうなったのかお伺いしたいと思います。

それから、衛生手数料の関係ですが、清掃手数料が8.4%減となっているわけです。これは、結果として見込み違いなのか、それとも事業の量が減ったのか、その内容を、減額の内容をお知らせ願いたいと思います。

それから、じん芥処理委託料の負担額、減額になっております。これは、入札の結果なのか、それとも事業を取りやめたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、合併推進体制整備費国庫補助金の関係、これ減額になっております。関連する事業の精査の結果だろうと思っておりますけれども、当初見込んだ事業に比して国庫補助金が入らなかったのかどうか、その辺、あるいは繰り延べたのかどうか、

または一部事務組合との調整したのであるのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思います。

それから、公債費償還元金と利子の場合ですが、これもかなり予算減額になっております。その理由をお知らせいただきたい。当初の見込みが過大であったのか、そういったものも含めて理由をお願いしたいと思います。

それから、総務貸付元金収入ですが、その財源が入らないために1,620万円の一般財源振りかえをしております。起債を多額に借りたりして市の財政を運営しているわけですから、お貸しをした元金が入らないということになれば非常に問題があるかと思えます。その辺も内容をひとつご説明願いたいと思います。

それから、雑収入、財源不足の最終的な金額でございますけれども、これは報告第14号、報告第15号にも関連あるわけですが、24億8,800万円が後ほど提案される報告にあるわけですが、現実の問題として、収入未済額とか、あるいは国庫補助金の精査によって入ってくる金などもたくさんあるだろうと思うのです。そういったことも含めながら、実質的に財源不足は、金額的には24億8,800万円ですけれども、私ならばこれより下回る金額になっているのではないかという推測していますが、その辺の事情をひとつご説明願いたいと思います。

それから、中学校の学校管理、あるいは振興費の関係で、地元の中学校の体育祭に参りますと、学校と地域は一体になって学校教育の振興を図ると、これは恐らく教育長のモットーだと思うのです。ところが、だんだん、だんだん生徒が減るに従って統合された学校、例えば旧脇野沢村の学校であれば全村1校ですから、その父兄の参加があって、あるいは地域の住民の参加があって、その体育祭というものを盛り上げて学校教育の下支えをしようということが従来ともに各学校で行われ

てきているわけです。ところが、ご案内のように昨年、ことしと、これはささやかなことですが、宝探しの予算がないというので、父兄なり来賓なりの宝探しが行われておりません。これでは、地域と密着と話しても、私は通らないのではないかと思うわけです。それで、校長先生方からもいろいろお話を伺いました。その結果、昨年度から見ると、脇野沢地区の小学校、中学校の予算のこの管理費、振興費などは極端に減らされているというお話も伺っております。そういうことから、生徒数が減れば減るほど地域の負担もふえるわけです。そういったことも考慮して、幾ら24億円の赤字補てんはするものの、学校全体を考えた場合、私はそんなに財政負担にならないのではないかと思います。もう少しやはり心ある配慮をしてほしいなと思いますけれども、その辺教育長からお考えをお伺いしたいと思います。

それから、最後は市の起債の関係で、市営住宅建設債を減額いたしておりますが、その理由についてお伺いしたい。

以上、まず最初のお尋ねとしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、順を追ってお答え申し上げたいと思います。

まず最初の特別交付税に関する、また豪雪を含めてどのくらいふえましたかといったようなことですが、豪雪によりましてふえた分といいますのは、中身的にはちょっとご承知のように区別できません、合計額で申しますと、特別交付税が当初に比較してふえた分というのは3,011万9,000円となります。特に平成17年度は全国各地がまれに見る豪雪といったこともございまして、むつ市のみならず、例年の積雪地帯において、豪雪分をふやしてくれといったようなことは余り期待できなかったというような状況もございました。ただ、特交の額ということで申しますと、青

森市の次にむつ市は多かったということもござい  
ますから、この辺は若干政治力というのが働いて  
いたのではないかなと思います。

それから、この除雪に関しましては特別交付税  
とは別に国土交通省から臨時市町村道除雪事業費  
補助金ということで5,850万円別途交付されてお  
ります。また、赤字解消計画での予算額としては、  
予定額といたしましては、特別交付税として18億  
5,700万円見込んでおりますが、これに比較しま  
すと1億3,588万1,000円減ということでござい  
ます。

それから、次の合併推進体制整備費補助金とい  
うことで減額の理由ということでございますが、  
これにつきましては3,477万1,000円の減額でござ  
いますが、補正前は2億7,553万円、補正後は2  
億4,075万9,000円でありまして、事業が終わりま  
して、その実績に伴いまして減額したものでござ  
います。事業といたしましては、庁舎のレイアウト  
変更、あるいは電子計算機ほか機器の借上料、  
税の申告システムの整備など35事業が実施されま  
して、これらを全部合わせましての精算しての減  
額措置となります。この合併推進体制整備費国庫  
補助金でございますが、平成16年度から平成18年  
度までに3億9,000万円ということでございまし  
て、残りの額が1億3,858万2,000円となりまして、  
これが全額今年度の事業に充当するというような  
ことで考えております。

それから、貸し付けの元金が入らないためと、  
一般財源の振りかえ計上といったようなこと、そ  
れから総務貸付金などでございますけれども、  
13ページの諸収入の中の総務貸付金の減額補正の  
8,320万円でございますけれども、この貸付金元  
金の収入というのは、平成7年の3月に地域総合  
整備貸付基金として貸し付けした現金につきまして、一括償還するという事業者の方からの申し出  
により予算化したものでございますが、その後事

業者より繰上償還取りやめるといったような申し  
出がありまして、同額減額したものでございます。  
これによりまして、29ページの歳出における元金  
分として8,320万円、それから特定財源のうちそ  
の他の欄で同額の8,320万円、それに合わせて減  
額したもので、これは予算上はプラス・マイナス  
全く影響ない額ということになります。

それから、1,620万円の一般財源につきまして  
は、これはこれとは全く別でございまして、一般  
の借り入れに伴うもので、当初計上不足していた  
額と、これは合併その他でいろいろありまして、  
あと不足した額を計上してしまったといったよう  
なことでございます。

それから、利子の3,785万円の減の方は、これ  
は一時借入利子と一般の長期債の利息分の調整で  
ございます。

それから、続きまして雑入のうちの財源不足が  
12月補正時点で30億7,109万円、最終的に幾らに  
なるかということでございますが、単純に申し上げ  
まして、最終的には25億6,815万1,000円とい  
うようなことでございます。

それから、26ページの土木費の中の第6項の住  
宅費の市営住宅建設費で財源更正で地方債が  
2,000万円減となっているが、これはなぜかとい  
うことでございます。これにつきましては、緑町  
の市営住宅用地購入のために県振興資金を充当す  
る予定でございましたが、県において最終的に資  
金枠が確保できないということで借り入れできな  
かったものでございます。土地だけ購入して建設  
しないまま土地だけといったようなこともちょっ  
とうまくないといったようなことも事情的にはあ  
りました。というようなことでございます。

簡単でございますが、ご説明といたしたいと思  
います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 私からは、衛生手数料の

清掃手数料の減額について、見込み違いか、それとも事業量の減であるかというお尋ねにお答え申し上げます。

この衛生手数料につきましては、廃棄物処理手数料、いわゆる指定ごみ袋の売り上げというものでありまして、合併によりまして、それぞれ平成16年度、各市町村のこれまでの指定ごみ袋の売り上げ枚数をもとに積算いたしておりました。可燃、不燃、資源ごみとございますけれども、むつ市の場合は資源ごみの袋はございませんけれども、大小合わせて全地区で350万枚ほど予定いたしておりました。しかし、実際には36万3,800枚ほど減りまして、このごみ袋の収入減が925万4,000円ほどとなっております。これが大きな要因でありまして、指定ごみ袋の売り上げ、それから自己搬入手数料、粗大ごみ等合わせまして1,055万8,000円の減となっております。結果的には、見込み違いということになると思いますけれども、実際にはこの因果関係がどこにあるかということで今のところ分析しております。平成17年度の一般廃棄物のアクセス・グリーン、いわゆる市の収集にかかわりますごみの搬入量を見ますと、平成16年度から比べますと189トンほど減っております。率にして1.11%ぐらい減っております、こういうことも影響しているのかなと考えております。しかしながら、ここの相関関係がちょっと不思議だなと思うところもあるわけです。例えば大畑地区につきましては、ごみの搬入量が1.75%減っておりますけれども、逆に指定ごみ袋の売り上げが2%ほどふえておるといふ状況もありますので、必ずしもその搬入ごみの量とは何か連携していないなということがありまして、この見込みが非常に難しいというような状況にあるということでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

次に、じん芥処理費のじん芥処理委託料負担額の減についてということですが、入札の結

果か、事業を取りやめたのかということですが、この委託料の減額につきましては、市が発注しております一般廃棄物収集運搬業務、それから最終処分場の管理委託、その他いろいろな業務委託契約の入札残ということでありまして、年度末になりまして業務が確定いたしましたので、不用額を減額したということでございます。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 柴田議員の学校予算の関係で、地域交流部分がかなり逼迫しているのではないかというお尋ねでございます。お答えさせていただきます。

児童・生徒1人当たりの行事費ということで積算してございます。中学校の場合は年間行事費として1人当たり270円の単価を見てございますが、年々対象児童・生徒の減少ということで、学校の行事費全体の予算は減少傾向にあるということは、これまた事実でございます。教育委員会といたしましては、方針、地域の中の学校が大前提でございます。双方の協力があって、いい子供が育つということで私ども動いてございますが、全体的に運営の中でそういう諸行事の予算執行は学校長に委任してございます。不足の部分はPTA会費で補っている学校もあるやに聞いてございます。全体的な動きの中で我々も今後努力していかなければいけない部分があるかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 最大限努力をした結果で入札の減、あるいはどうしてもやむを得ないごみの関係など、内容的にはそれなりに努力されたということの評価しておきたいと思っております。

ただ、最後の教育部長の答弁、非常に理想のご答弁いたしました。しかし、学校長に任せましても、金額の枠が少ないのではどうにもならない

わけです。そこをもう一遍、全学校の状況、児童・生徒1人当たりばかりでなくて、学校の最低限のものもやはり考慮した予算というものを考えて配分して、地域と学校が密着した学校教育が行われるように、ひとつぜひ配慮していただきたい。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第9号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第10号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第21 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 報告第10号、これは平成17年

度むつ市国民健康保険特別会計補正予算であります。2点ほどお尋ねさせていただきます。

補正予算の13ページにあるのですが、出産育児一時金3,510万円とあります。私の知るところによりますと、むつ総合病院というのは受領委任払い制度というのを実施していて、患者さんが30万円を超える分だけ払えばよいというふうな大変喜ばれるよい制度をしているということを知っています。この3,510万円のうち、こういう大変よい制度、受領委任払い制度というのを利用している方というのはどのくらいいるものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。もしかしてまだこういう制度を知らないという方がいるのかというのをちょっと心配しているところであります。

次のお尋ねであります。保健事業費5,122万8,000円というのが減り方が半分というふうになっておりましたので、2,765万5,000円と半分近く減っているということで、理由はなぜなのかというのを、この2点よろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 横垣議員のお尋ねにお答えを申し上げます。

まず最初は出産育児一時金、むつ総合病院は受領委任払いを実施しているが、それを利用している方はどのくらいいるのかというお尋ねであります。出産育児一時金の受領委任払いにつきましては、現在のところむつ総合病院と北村医院の2カ所に対して国保といたしましては行っておりません。出産育児一時金の件数は117件ございました。平成17年度の数ですけれども、117件、金額は3,510万円、おっしゃるとおりであります。そのうち受領委任払いをいたしましたのが57件、1,710万円、率にいたしますと48.7%ということになっております。この受領委任払いにつきましては、ふえる傾向にあります。できるだけこういう制度がありますということをお知らせしてまいりた

いと思います。

次は、第2点目は保健事業が半減したのではないかと、その理由は何かということですが、国保事業といたしまして保健事業を実施しております。まず、レセプト点検専門員を配置して、レセプトの点検を行っておりますけれども、人事査定の調整によりまして、報酬が400円ほど平成17年度は減額となっております。こういう理由によりまして報酬を減額いたしております。66万2,000円です。

それから、賃金につきましては、国保事業といたしまして、栄養士によりまして栄養指導等の事業をやっておりますけれども、平成17年は健康推進課に専任の栄養士が配置になりまして、この事業につきましては健康推進課の方をお願いしてやっているわけなのです。そういう職員が配置になったことによりまして、賃金分を減額したと、177万1,000円減額いたしております。

それから、旅費、需用費につきましては、節減によりまして423万5,000円減額いたしております。

それから、大きなものとしたしましては、委託料の減額でありまして、主として人間ドック、脳ドックの委託料の減額で896万6,000円を減額いたしております。これにつきましては、人間ドックにつきまして、当初190人を見込んでおりましたけれども、実際の受診者が84件ということになりました。それから、脳ドックにつきましても当初は345件を予定しておりましたけれども、受診者は88件ということでありまして、それぞれ人間ドックが339万円減額、脳ドックにつきましては507万5,000円減額ということで、こういう事業といたしますか、希望者が減になったことによる委託料の減額等が主なものであります。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 2点目ですが、人間ドックとか脳ドック、かなり減ったということで、これは減った原因というのがあるのであればちょっとお聞きしたいのと、逆に宣伝不足でこういう制度があるというのを知らないで受けるべき人が受けていないという、そこら辺もあるのかどうか、ちょっと原因の方をつかんであればお聞きしたいなと。できればこういう制度はきちっとやっぱり実施してもらえればなというふうに思いますが。よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答えを申し上げます。

脳ドック、それから人間ドックにつきましては、市政だよりはもちろんのこと、国保課におきましても機会をとらえて市民にこのドックについてPRをしているところであります。もちろん日帰りドック等につきましても国保の方で負担をいたしておりますし、受けられる方も一部負担がございますけれども、希望者が少ないということで、原因は何かと言われても、現在のところは分析はできておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで午後1時10分まで昼食のため休憩いたします。

午後 零時11分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 報告第11号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第22 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 報告第12号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第23 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 報告第13号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第24 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

(21番 横垣成年議員登壇)

○21番(横垣成年) 1点だけお願いいたします。

下水道整備費というところでマイナス2,807万1,000円とあるのですが、これは何かやる予定が何かの原因で実行ができなかったというものなのかどうかお聞きいたします。よろしくありません。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(成田 豊) ただいまの横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

予算書の9ページでございますけれども、下水道整備費でございます。2,807万1,000円の減額でございますが、これらは決算見込みに伴いまして増減の補正をするものでございますが、ここは減額をするところでございます。3節の職員手当等から27節の公課費までそれぞれ減額しておりますが、その中で総額の減額の97%を占めます、まず13節委託料でございます。これは、8件委託事務がありまして、当初予算に比較いたしまして6.7%、477万円が入札残となりました。そのほかに平成19年度に工事を予定しております田名部神社通り、それから市立の柳町保育所付近の工事がありますけれども、当初は平成17年度の予算で設計の委託を依頼する予定でございましたが、平成18年度に実施しても大丈夫だというふうな協議結果に基づきまして、800万円が未執行となっております。それで合わせて1,277万円となっております。

次に、15節の工事請負費でございますけれども、平成17年度は29件の工事を実施いたしました。それで、当初予算6億1,640万円の額に対しまして1.1%、699万5,000円が入札残となったものでございます。

最後22節の補償補てん及び賠償金でございますけれども、これは地下、空中の支障物件を移転する際の補償料でございますけれども、当初予測できませんので、例年どおり930万円ほど予算を盛

っております。結果的に電話関係では9万7,000円、電力関係では5万4,000円、水道関係で150万円以上、合わせて180万円弱の執行に終わります。結果的に750万3,000円が不用額となったものでございます。ご理解のほどお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で報告第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 報告第14号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第25 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) この特殊地下ごうの関係でお尋ねをいたしたいと思っております。

起債の充当、それから補助金等の調整をしているわけですが、この事業の現状と見通しについてひとつご説明をいただきたいと思っております。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(成田 豊) 柴田議員にお答えいたします。

まず、地方債の充当に関してでございますけれども、歳出予算総額1,100万円のうち国庫補助金が2分の1で550万円となります。残りの550万円については二つの起債を見込んでおります。

まず一つは、一般単独事業債、これは充当率が

75%でございますけれども、それで410万円となります。残りの140万円につきましては、青森県振興資金貸付金、これも充当率75%でございますけれども、100万円と見込んでおります。以上で地方債の合計額は510万円となるものでございます。

次に、事業の見通しについてでございますけれども、先ほどの専決の予算によりまして、5月19日から地下ごうの状況調査を開始いたしまして、現在もカメラや音響測深探査調査等によりまして調査を継続しております。その結果に基づきまして、現況を把握したうえで穴埋め工法等を検討し、穴埋め工事の設計委託をする運びとなります。その設計委託の時期は7月中旬というふうに見込んでおります。その設計ができ次第、国や県とも協議をし、工事については9月ごろ、遅くとも10月までは発注いたしまして、年度内の完成を目指したいと考えております。いずれにいたしましても、昨年の11月市道の一部が陥没いたしまして、付近の住民に大変ご迷惑をかけておりますので、なるべく最善の努力をしまいたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) 18番。

○18番(柴田峯生) 陥没以来いろんな意味で職員の方も、その対策に苦慮されていることだと思います。何せ地下へ潜る形でない表面から見た形での事業の状況ですので、私もその辺は十分理解しているつもりであります。ただ、ここはご案内のように大湊中学校の生徒、あるいは大湊高校の生徒も直接通っている道路であり、しかもその地域住民の生活道路にも利用されているわけです。それだけにやっぱり慎重の上にも慎重を期した工事をしていただくのが筋だと思います。

まだその全体像というのがつかめないののではないかと、部長答弁で感じたのですけれども、今後とも、ただ場当たり的な事業をするのではなくて、

ここをやったら、次またこっちが出たということがないような対策をしていただくのが地域住民にとってもいいことですので、慎重の上にも慎重を期して事業を実施していただきたいと。多少調査費がかかっても、市長に十分配慮してもらって、事業を実施していただくよう要望して、質疑を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 前に発言しました柴田議員と同様の内容でしたので、質疑を取り下げさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第14号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第15号

○議長（宮下順一郎） 次は、報告第15号に入りますが、先ほど柴田峯生議員より、本案に対する質

疑通告の取り下げがありましたので、ご報告いたします。

次は、日程第26 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第15号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第16号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第27 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市用地造成事業会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

建設常任委員会に付託いたします。

### 散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で、本日の日程は全部  
終わりました。

お諮りいたします。明6月21日は常任委員会の  
ため休会したいと思います。これにご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よ  
って、明6月21日は常任委員会のため休会するこ  
とに決定いたしました。

なお、6月22日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時24分 散会